フリーランス法*1の施行にともなう、請負・委任契約*2の

契約方法変更のお願い



シルバー人材センター マスコットキャラクター チエブクロー

公益社団法人入間東部シルバー人材センター

フリーランス法*1の施行にともない、 契約方法の変更をお願いいたします。

令和5年5月12日に「フリーランス法^{※1}」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が公布され、令和6年11月1日に施行(予定)されました。

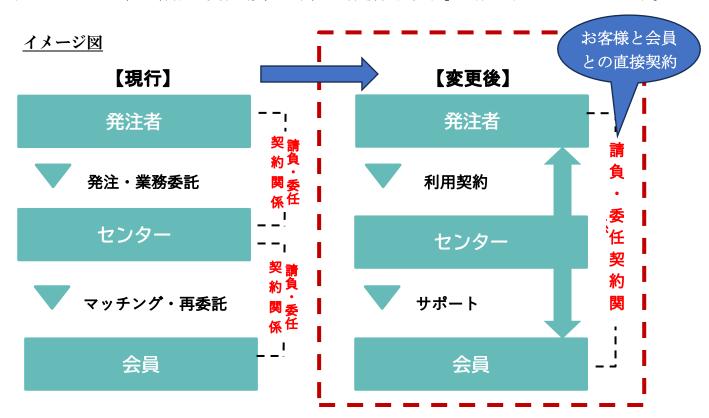
これを受け、入間東部シルバー人材センター(以下「センター」という。)では、当センターの会員に業務委託する契約について、令和7年4月1日より契約方法の変更をお願いするものです。

センターを通じて会員が就業機会の提供を受けるこれまでの「請負・委任^{※2}」では、お客様と会員との間に直接的な契約関係が生じる構造となっておりません。

しかしながら、同法施行によりフリーランスの会員が法による保護を受け、安心・安全に 就業できる環境を整備する必要があることから、センターをご利用されるお客様の皆様に契 約方法変更へのご理解とご協力をお願いいたします。

新しい契約のイメージ

サービスの提供においてはこれまでと変わりはありませんが、契約関係においては、お客様とセンターとの間には「利用契約」が締結されます。また、就業会員が業務仕様書へ同意することにより、お客様と就業会員との間に「業務委託契約」が成立することになります。



契約方法の変更にともない、 納付消費税額計算時の控除額が変わります。

センターがお客様からいただく利用料金は、「会員業務委託料(会員の作業報酬)」と「センター業務委託料(事務費)」の2つから構成されます。

これまでは、本則課税による納付消費税額の算出時において、上記利用料金のどちらも仕入税額控除の対象となっていました。

しかし、新たな契約方法では、会員が原則免税業者であることから「会員業務委託料」については適格請求書(インボイス)を発行することができず、仕入税額控除の対象になりません。(経過措置^{*3}により、仕入税額の一部を控除できる特例期間が設けられています。)

	請求区分	請求書様式	仕入税額控除
利用料金	会員業務委託料 (会員の報酬)	非適格請求書	対象外 (経過措置 ^{※3} あり)
	センター業務委託料(事務費)	適格請求書	対象 (従来どおり全額控除可)

[※]発行する請求書は、上記2つの区分の内訳を記載します。

発注のご相談から業務終了までの流れ

1	発注の準備	お仕事の内容をお伺いし、業務仕様内容を確認します。	
2	利用契約の締結	「入間東部シルバー人材センター利用契約」を締結し、会員の マッチング、総合調整を行います。	
3	業務委託契約の成立	センターが会員向けに就業条件を明示する「会員業務仕様書」 を作成し、会員が同意することでお客様と会員の間に「業務委 託契約」が成立します。(お客様の事務負担はありません)	
4	会員の就業	これまでどおり誠実に就業いたします。	
5	業務委託料の請求	センターから「会員業務委託料」「センター業務委託料」を合わせて総額を一括請求します。	
6	お支払い	総額を一括振込で精算いただけます。 (会員業務委託料分は代理徴収)	

センターの会員は年間の売上高が1,000万円以下の免税事業者です。

現状では、新たに課税事業者として登録し、納税するという義務はないため適格請求書 (インボイス)の発行は出来ません。(売上高 1,000 万円以下の課税事業者登録は任意であ り、課税事業者登録を強制することは出来ません。)

会員の報酬単価は「地域別最低賃金」を根拠としていることから、新たな課税事業者となり納税することは不可能です。(実質的に最低賃金を下回ってしまうため)

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※1. フリーランス法

個人が事業者(フリーランス/当センター会員も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者(お客様)に対して、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられることとなります。





広報リーフレット

祝明資料

※2.請負·委任契約

請負契約は仕事の完成を目的として成果物に責任を負う業務に対して結ばれる契約で、委任契約は仕事の完成ではなく業務の遂行を目的として期間責任を負う業務に対して結ばれる契約です。どちらもお客様は会員に対して直接的な指揮命令が出来ない点が共通しており、会員とお客様及びセンターの間には雇用関係がなく業務委託契約となります。

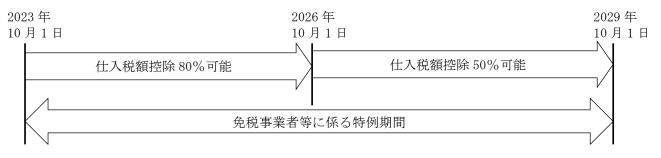
※3. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者 (以下「免税事業者等」という)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受 けることができません。ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについて も、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



概要

(国税庁「適格請求書等保存方式の概要:免税事業者からの課税仕入れに係る措置」より)



公益社団法人入間東部シルバー人材センター

〒356-0051 ふじみ野市亀久保 3-3-17 TEL 049-266-3001 FAX 049-262-7099

Mail: irumatobu@sjc.ne.jp

